

## 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について【改正概要】 (障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課長通知  
(令和7年9月1日)

### 通知改正の趣旨

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の障害福祉サービス等経営実態調査を補完する必要がある。
  - このため、「経営情報」(障害福祉サービス等事業者経営情報)の収集及びデータベースを整備し、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。
- ⇒ 障害福祉サービス等事業者経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日)を一部改正し、通知を发出。

### 通知改正の主な項目

- 指定障害福祉サービス等の種類の追加
  - ・ 指定就労選択支援
- 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告について
  - ・ 報告の単位
    - 「サービス単位」、「事業所単位」、「法人単位」のいずれかの方法で報告
  - ・ 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告内容【必須】※別添参照
    - ① 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
    - ② 事業所・施設の収益及び費用の内容
    - ③ 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
    - ④ その他必要な事項
  - ・ 報告の開始
    - 毎会計年度終了後
  - ・ 報告の期限
    - 毎会計年度終了後、3月以内
    - ※ 令和7年度(令和6年度決算情報)については令和7年度末までの報告で可
- 障害福祉サービス等事業者経営情報の公表について
  - ・ 右記「経営情報の公表方法」を参照
- 従業者に関する情報の報告【都道府県等が任意設定】
  - ・ 職種別の給与(給料・賞与)及びその人数 等

### 経営情報の公表方法

- 都道府県知事の公表方法
    - 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容(グルーピングした分析結果)を公表(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能)
  - 厚生労働大臣による公表
    - ・ 経営情報データベースの開発・整備  
(独)福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築)
    - ・ 全国の情報(グルーピングした分析結果)を公表  
(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表)
- ※ 介護分野と同様に、都道府県知事・厚生労働大臣がグルーピングした分析結果を公表(集計・公表にあたっては、情報公表システム上の経営情報データベースを活用)するが、その詳細については、今後、通知等で周知予定

# 障害福祉サービス等情報公表制度

## 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について【別添】 (障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課長通知  
(令和7年9月1日)

8. 経営情報	
事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	
・法人番号	
・会計年度	
・決算月	
・会計期間	
・法人等の採用している会計基準	
・消費税の経理方式	
・サービスの種類	
事業所又は施設の収益及び費用の内容	
・会計の区分状況	
・会計期間	
・障害福祉サービス等事業収益	
・障害福祉サービス等事業費用	
・事業外収益	
・事業外費用	
・特別収益	
・特別費用	
・法人税、住民税及び事業税負担額	
・複数の障害福祉サービス事業の有無	
・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他)	
・医療における事業収入	
・医療における延べ在院者数	
・医療における外来患者数	
・介護サービスにおける事業収益	
・介護サービスにおける延べ利用者数	
・就労支援事業・授産事業収益	
・措置費収益	
・その他の事業における収益	

事業所又は施設の収益及び費用の内容	
・会計の区分状況	
・会計期間	
・障害福祉サービス等事業収益	
・障害福祉サービス等事業費用	
・事業外収益	
・事業外費用	
・特別収益	
・特別費用	
・法人税、住民税及び事業税負担額	
・複数の障害福祉サービス事業の有無	
・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他)	
・医療における事業収入	
・医療における延べ在院者数	
・医療における外来患者数	
・介護サービスにおける事業収益	
・介護サービスにおける延べ利用者数	
・就労支援事業・授産事業収益	
・措置費収益	
・その他の事業における収益	
職種別の職員数・職員給与の状況	
・入力単位	
・常勤・非常勤ごとの把握状況	
・職種別の常勤職員の数	
・職種別の常勤職員の給与	
・職種別の非常勤職員の数	
・職種別の非常勤職員の給与	

## 障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関する厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課事務連絡 システムの運用開始に係る対応等について(周知)【概要】 (令和7年9月1日)

### 1. 経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール

- 経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール等は、以下を予定しています。
    - ・ 令和7年8月29日(金) 経営情報の見える化の運用開始  
(障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告について、システム入力開始)  
システム操作マニュアル、記入要領の発出
    - ・ 令和8年3月31日(火) 経営情報の見える化の報告期限(障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告期限)
    - ・ 令和8年4月以降 公表  
(全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を国が公表)
- (※)各都道府県等が管内の障害福祉サービス等事業者から報告された情報を公表する方法等につきましては、追ってご連絡いたします。

### 2. 都道府県等において周知をお願いしたい事項

(1)システム入力にあたっての参考資料等  
障害福祉サービス等事業者が適切に経営情報を報告していただくために、以下の資料について、管内の障害福祉サービス等事業所への周知をお願いいたします。

- ① 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日付障障発0423第1号)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>
- ② 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会(令和7年8月4日開催)の動画及び資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60356.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html)
- ③ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板(システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所)  
＜都道府県等向けページ＞  
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>  
＜障害福祉サービス等事業者向けページ＞  
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyosyo/>
- ④ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク  
＜電話番号＞ 0570-666-081 ※受付時間:平日9:00~17:00  
＜都道府県等向けお問い合わせフォーム＞  
<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/flnquiry?Open>  
＜障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム＞  
<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/flnquiry?Open>

(2)令和7年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報  
経営情報の見える化において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まることといたします。  
(例)  
○ 令和6年度決算情報  
会計年度の始期が「令和6年1月~12月」である障害福祉サービス等事業所  
→ 会計年度が、令和6年1~12月、令和6年4月~令和7年3月、令和6年10月~令和7年9月等の障害福祉サービス等事業所  
○ 令和7年度決算情報  
会計年度の始期が「令和7年1月~12月」である障害福祉サービス等事業所  
→ 会計年度が、令和7年1~12月、令和7年4月~令和8年3月、令和7年10月~令和8年9月等の障害福祉サービス等事業所

# 障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ & A

障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ & A VOL. 1  
(令和8年2月10日)

## 【目次】

1. 障害福祉サービス等情報公表制度に関する事項	1
(1) 制度趣旨	1
(2) 必須項目	1
(3) 未報告減算	1
(4) 就労選択支援の報告	2
2. 経営情報の見える化に関する事項	2
(1) 制度趣旨	2
(2) 対象事業所	3
(3) 報告内容	3
(4) 報告期限	3
(5) 集計・分析方法	4
(6) 公表方法	4
(7) 会計区分	4
(8) 公立事業所	5
(9) 問合せ先	5
3. システムに関する事項	6
(1) リマインド機能	6
(2) システム操作	6

### ※ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

<電話番号>

0570-666-081 ※受付時間：平日9:00～17:00

<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq/flnquiry?Open>

## 1. 障害福祉サービス等情報公表制度に関する事項

### (1) 制度趣旨

問1-1-1 なぜ障害福祉サービス等情報公表システム上で各種情報を公表するのか。その意義はどのようなものか。

(答)

障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、事業者が自らの情報を都道府県等へ報告し、都道府県等が事業者から報告を受けた当該情報を公表するものである。

### (2) 必須項目

問1-2-1 情報公表制度における報告事項については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（障障発 0901 第1号、令和7年9月1日最終改正）別添1及び別添2に記載されているが、WAM NETのシステム上「必須」となっていない項目（例えば、財務状況）は入力しなくても申請ができてしまう。同通知の別添1及び別添2の内容は全て必須項目ではないのか。

(答)

省令上、財務状況については報告が義務づけられているが、法人等によっては、作成しない財務諸表もあるため、システムの仕様上、必ずしも必須項目となっていない場合があるが、必要な財務諸表は報告する必要がある。

### (3) 未報告減算

問1-3-1 情報公表における各種項目が未報告であった場合、減算はいつから適用されるのか。具体的には、経営情報について、令和7年度の報告分が、令和8年3月末までに報告されなかった事業所は、令和8年4月から減算の対象となるのか。加えて、令和8年度以降、経営情報に係る内容の更新が行われなかった場合、令和7年度分が公表されていれば、減算の対象とならないか。それとも報告期限が毎回会計年度終了後

# 障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ & A

3月以内となっていることから、報告期限月の翌月から減算対象となるのか。

(答)

令和7年度に報告を求めている経営情報(令和6年度決算情報)について、令和8年3月末までに報告がなされなかった場合は、都道府県等が報告するよう指導してもなお報告を行わない場合、未報告の時点(令和8年4月1日)に遡って減算の対象となる。

また、令和8年度以降の経営情報の報告については、毎年度必要なものであるため、未報告の場合は報告期限翌月から減算の対象となる。

## (4) 就労選択支援の報告

問1-4-1 既に就労選択支援事業所でサービス提供を開始しているが、都道府県知事等への報告はいつから行えばよいのか。

(答)

障害福祉サービス等情報公表制度については、通常、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときに当該事業所の基本情報を障害福祉サービス等情報公表システムを用いて管轄の都道府県知事等へ報告するものであり、就労選択支援事業所についても情報公表対象サービス等の対象に含まれるものである。しかしながら、令和8年2月10日現在、就労選択支援事業所に係る報告及び公表を行うために情報公表システムを改修しているところであることから、同日時点で障害福祉サービス等情報公表システムへ入力不要である。なお、具体的な報告開始時期等については、追って事務連絡等での周知を予定しているが、障害福祉サービス等情報公表システムにおける報告及び公表の機能が整備されるまでの間は、情報公表未報告減算を適用しない取扱いとする。

## 2. 経営情報の見える化に関する事項

### (1) 制度趣旨

問2-1-1 経営情報の見える化について、従業員の平均賃金等の給与等を含めた経営状況を報告することや、それを公表する意義はどのようなものか。

(答)

経営情報のデータベースについては、障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握するため

に令和6年度に整備、令和7年8月より運用を開始したものである。

### (2) 対象事業所

問2-2-1 令和7年4月から新しく指定を受けた事業所等は、昨年度の経営情報がないため報告しなくてもよいのか。

(答)

令和7年度(令和7年8月末～令和8年3月末)に入力する情報は、令和6年度決算情報(※)であるため、令和7年3月に指定された事業所のように令和6年度決算情報がない事業所は報告の対象外である。

(※) 会計年度の始期が「令和6年1月～12月」である障害福祉サービス等事業所の決算情報。

### (3) 報告内容

問2-3-1 これまで法人の損益表や事業所の職員数、取得している加算等を毎年WAM NETに登録していたが、令和7年度より、給与の登録が義務化されたということか。

(答)

事業所の費用として計上している職員全体の給与(人件費)については、報告が必須だが、職種別の給与を報告する項目については、任意項目である。

問2-3-2 多機能型事業所や介護保険サービスと一体的に居宅介護を運営している事業所において、従業員が兼務している場合の従業員給与の記載はどのようにすればよいのか。

(答)

経営情報の報告はサービス単位で行う必要があるが、職員数・職員給与をサービス別に換算・按分する必要はないため、回答する会計単位に所属する職員の人数と給与額を報告されたい。なお、同一のサービス内において、職種間で兼務する者については、職種間の換算・按分は行わず、その職員の主たる職種に入力されたい。

### (4) 報告期限

問2-4-1 毎年いつまでに「経営情報」を更新する必要があるか。

(答)

毎会計年度終了後3ヶ月以内に「経営情報」を更新する必要がある。

問2-4-2 令和7年度中(令和8年3月31日まで)に報告が求められている経営情報は、令和8年4月時点における令和7年度の決算情報

# 障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ & A

か。

(答)

令和7年度に報告する経営情報の内容と時期は、「令和6年度決算情報(※)」を「令和8年3月末」までとなっている。

(※) 会計年度の始期が「令和6年1月～12月」である障害福祉サービス等事業所の決算情報。

## (5) 集計・分析方法

問2-5-1 経営情報の公表に当たってはどのような集計・分析が行われるのか。

(答)

報告されたデータの集計、分析方法については、令和8年2月10日時点で検討中である。

## (6) 公表方法

問2-6-1 職員の給与総額を入力する項目について、配置が1人しかいない職種は、個人の給与額が特定されてしまうのではないのか。こうした場合でも入力する必要があるのか。

(答)

経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはない。

## (7) 会計区分

問2-7-1 「居宅介護」と「移動支援」を行っている事業所は、単独会計と一体会計のどちらを選択すればよいか。

(答)

経営情報に係る報告については、当該サービスがどのような会計の区分に属しているかにより、回答の対象範囲が異なるため、当該サービス単体の区分で会計処理を行っている（当該サービス区分の決算書類を作成している）場合は「単独会計」を、当該サービスを提供する事業所において会計処理を行っている場合や、複数の障害福祉サービス等（障害福祉サービス等事業所以外の事業（介護保険事業等）を行っている場合も含む）を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分の決算書類を作成している）場合は「一体会計（事業所単位）」を、複数の障害福祉サービス等事業及び障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を含め、法人全体で一つの

会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分やサービス区分の決算書類は作成していない）場合は「一体会計（法人単位）」を選択することになる。

## (8) 公立事業所

問2-8-1 市区町村等の地方公共団体が運営している事業所である場合、民間の事業所と性質が異なるが、経営状況の報告は必要か。

(答)

経営情報の報告について、公立・民間を問わず報告が必要である。

問2-8-2 経営情報の見える化の報告期限は、毎会計年度終了後の3か月以内とされているが、地方公共団体（市町村等）が運営する事業所は、会計年度が3月に終了し、9月の通常議会における議決後でないと確定した情報が公表できない状況である。この場合、3か月以内の報告は難しいが、議会議決後（9月議会後）に報告することとしてよいか。

(答)

会計年度終了後、3か月以内にその時点で入力できる限りの内容を入力し、議会議決後に確定した内容へ差し替えて報告されたい。なお、3か月以内にその時点で入力できる限りの内容を報告する際には、その旨を実施主体（都道府県、指定都市、中核市）へ補足するなど、適宜連携しておくことが望ましい。

問2-8-3 公立と私立での報告の違いについて、1つの事業所内で経費により管理元が違う場合どのように入力すればよいか。例えば、市で経営管理している費用（人件費、水度光熱費、その他施設管理費など）と、事業所で管理している費用（消耗品費など）がある場合、事業所の運営費の中に市として行っている業務でかかる費用も含んでおり、入力単位を分けることが難しく、また、市で管理している費用については事業所単位での入力が難しい。

(答)

公立か私立かによる報告の違いはないが、1つの事業所内において、公私の費用の切り分けが難しい場合であっても、可能な範囲で、適切な按分を行い収支を回答されたい。

## (9) 問合せ先

問2-9-1 現在、WAM NET に公表情報（基本情報・運営情報）を登録しているが、経営情報の報告に当たり、どういった手続きが必要なのか。また、報告内容等に関する問合せ先はないのか。

# 障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ & A

(答)

報告に係る詳細については、報告先の自治体または情報公表制度に関するヘルプデスクへ相談されたい。

※ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

<電話番号>

0570-666-081 ※受付時間：平日 9:00～17:00

<都道府県等向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/fInquiry?Open>

<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>

### 3. システムに関する事項

#### (1) リマインド機能

問3-1-1 例年5月初旬に、公表情報の登録（更新）をするようシステムから事業所にメールをさせていただいているが、経営情報の見える化についても、未申請の事業所に督促メールを自動発出（もしくは任意の事業所を自治体側で選択して督促メールを発出できるように）することはできないか。

(答)

現時点でシステム上、自治体から事業所へリマインドを送付する機能は備わっていないため、期限までの報告を忘れずをお願いしたい。

#### (2) システム操作

問3-2-1 都道府県等宛てに申請をしたが、処理状況が未承認のまま承認されないが、どうしたらよいか。

(答)

個別の自治体・事業所等により状況が異なるため、報告先の自治体へ確認されたい。

問3-2-2 誤って一括申請ボタンを押下してしまったが、入力し直すことはできないか。

(答)

処理状況が未承認であれば、自治体側で差し戻すことが可能であるため、報告先の自治体へ確認されたい。

問3-2-3 矢印のある赤いマークは、どのような意味を持つのか。

(答)

過去に報告先の都道府県にて承認されたことのある情報が更新された場合に表示される。

問3-2-4 経営情報が入力できず、Excel ファイルのアップロードもできない場合、どうしたらよいか。

(答)

処理状況が未承認となっている場合、システム画面での入力・Excel テンプレートのアップロードができないため、報告先の自治体へ差戻しを依頼されたい。

問3-2-5 「事業所又は施設の収益及び費用の内容」について、計上する金額がない科目は空欄でよいか。

(答)

任意項目については、空欄でよいが、必須項目（アイコンがある項目）については、「0」を入力して申請する必要がある。

7

厚生労働省 障害福祉サービス等情報公表制度  
※[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html)

# 福祉・介護職員等処遇改善加算

事務連絡  
令和8年2月18日

都道府県  
各指定都市 障害福祉・児童福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

こども家庭庁  
支援局障害児支援課

令和8年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る  
処遇改善計画書の提出期限について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「人材不足が厳しい状況にある障害福祉分野についても、介護分野における対応も踏まえつつ、その経営状況等を踏まえた賃上げ措置等の支援を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施し、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の拡充を行うこととしました。

これを踏まえ、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等について、見直しを行うこととしています。令和8年6月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については3月上旬を目処に案をお示しする予定です。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとしているところ、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定です。この際、これらの事業者に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）の障害福祉サービス等事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

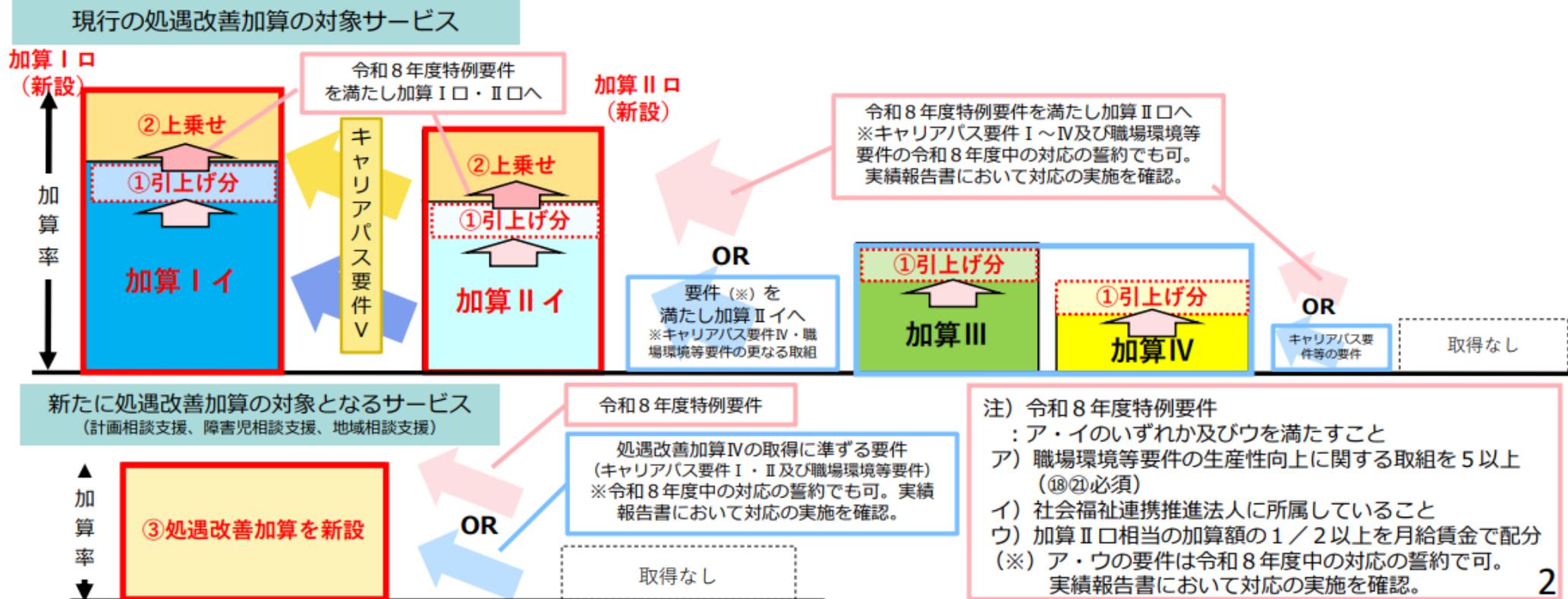
ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は申請しない事業者が、令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和8年6月15日までに提出することとする予定です。

つきましては、各自治体におかれましては、管内の障害福祉サービス等事業所に周知いただくとともに、処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。

# 1(1) 処遇改善加算の拡充①

## 概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。  
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
  - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
  - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。



# 1(1) 処遇改善加算の拡充②

## 単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援 A 型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援 B 型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助 （介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

# 1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○（※1）	○（※1）	◎（※2・3）	◎（※2・3）
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○（※3）	○（※3）
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組（※4）

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の福祉・介護職員分の  
加算率を上乘せ

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（\*）

(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・㊸必須） + d.全体から14以上（\*）

(※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（\*）のいずれかを満たしていれば可

(※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（㊸㊹必須）（\*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（\*）

(\*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

## (参考) 職場環境等要件(令和8年度)

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上) + 全体から8
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上うち⑱は必須) + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</li> <li>②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)</li> <li>④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施</li> </ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等</li> <li>⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入</li> <li>⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入</li> <li>⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保</li> </ul>
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li> <li>⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</li> <li>⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる</li> <li>⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる</li> <li>⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮</li> </ul>
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</li> <li>⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li> <li>⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施</li> <li>⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</li> </ul>
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している</li> <li>⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている</li> <li>⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている</li> <li>㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入</li> <li>㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入</li> <li>㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う</li> <li>㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施</li> </ul>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</li> <li>㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</li> <li>㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</li> </ul>

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。